

徳島県共同募金会 東みよし町共同募金委員会
「東みよし町を良くするしくみづくり」助成事業実施要綱

(助成の目的)

第1条 この助成は、徳島県共同募金会（以下、「県共募」という。）から東みよし町共同募金委員会（以下、「本会」という。）への赤い羽根募金による地域配分金を原資とし、東みよし町内で活動するボランティア団体や福祉団体等に対して助成することにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる町づくりを推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この助成の対象者（以下、「被助成団体」という。）は、東みよし町を活動拠点とし、障がい者、高齢者の日常生活支援、社会参加、災害対応・防災、社会福祉施設支援、その他の地域福祉支援等を目的に活動している団体で、且つ、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 活動実績、内容、財務の状況を自ら公開できること
- (2) 共同募金運動の趣旨について理解・共感しており、助成金を受け事業を行っていることを広報するよう努める団体であること
- (3) その他、本会が必要と認めたもの

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は次の通りとし、且つ、東みよし町内で実施又は東みよし町民を対象とする活動とする。

- (1) 社会福祉協議会が行う地域福祉活動費
 - (2) 自治会等の地域団体が行う小地域での福祉推進のための活動費
 - (3) 地域福祉を目的とした福祉団体やボランティア団体などの活動費
- 2 前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する事業は助成対象とはしない。
- (1) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされる事業
 - (2) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の手段として行う事業
 - (3) 他の補助金との重複助成や他の財源をもって実施することが適当と認められる事業
 - (4) 設立開始後満1年を経過しない団体、ただし、必要性が認められる場合はこの限りではない
 - (5) 助成による効果が期待できない事業

(助成対象経費)

第4条 この助成金は、助成事業を実施する上で必要な経費を対象とし、具体的に用途を指定する。

- 2 管理経費は、助成事業を実施するために必要な範囲を超えないと認められる場合は対象とする。

(申請方法)

第5条 この助成の申請は、団体概要書（様式第1号）及び交付申請書（様式第2号）に必要事項を記入し、委員会会長（以下、「会長」という。）あてに提出する。

(募集期間)

第6条 この助成の募集期間は、共同募金委員会において決定する。

(助成審査)

第7条 被助成団体、助成金額及び用途、助成条件等は、審査委員会で審議し決定する。

2 前項の決定は、助成金交付決定通知書(様式第5号)により通知する。

(交付請求)

第8条 被助成団体は、前項の通知を受け助成金を受けようとするときは、助成金請求書(様式第6号)をこの会の会長あてに提出する。

(助成金の交付)

第9条 この会は、第8条による助成金請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を送金する。

(助成事業の実施期間)

第10条 助成事業は、年度末(3月31日)までに実施しなければならない。

(助成事業の変更)

第11条 被助成団体は、助成金交付決定通知書の受理後、申請した事業内容の重要部分を変更する場合は、委員会に対し直ちに助成計画変更申請書(様式第3号)により事業変更の許可を受けなければならない。

(完了報告)

第12条 被助成団体は、助成事業の完了した日から起算して30日以内、もしくは、年度終了後、別に定める事業報告書(様式第4号)を会長あてに提出しなければならない。

(用途の明示)

第13条 被助成団体は、助成事業を実施する場合は、赤い羽根共同募金の助成により実施している旨を周知しなければならない。

(助成の取り消し)

第14条 被助成団体が次の項目のいずれかに該当する場合は、助成金の全額もしくは一部をこの会に返還させることができる。

- (1) 指定された用途以外に使用するなど経理状況が不適切と認められる場合
- (2) 正当な理由もなく、助成事業を中止、又は事業内容を変更した場合
- (3) 事実と相違した助成申請又は用途報告を行ったとき
- (4) その他、審査委員会が不適切と認めた場合

(助成金の経理)

第15条 被助成団体は、助成金の経理について常時明らかにしておかななければならない。また、県共募又は委員会が要求するときは、必要な記録及び諸帳簿を提示するものとし、監査を拒むことはできない。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行する。